



学生の就活の不安につけ込むセミナーや儲け話等の勧誘に注意!

<相談事例>

就活に役立つ無料の説明会に参加しないかと誘われ、就活に不安を感じていたため参加した。無料説明会の後、長時間にわたり有料講座の勧誘を受け、契約しなければ帰れそうにないと思い、2講座を契約した。しかし、数回通い授業料に見合う内容ではないと思い、解約したい。(20代男性)

●必要がないと思う契約には、ハッキリと断りましょう。

無料のセミナーや講座等を受けるだけのつもりが、有料のセミナーや講座等の契約を勧められたというトラブルがみられます。勧誘を断ろうとしても、就活に関する将来の不安をあおるようなことを告げたり、就活生の人間性を否定するような脅しをかけるケースも多くあります。必要がないと思う契約の勧誘にはハッキリと断り、契約しないようにしましょう。また、先輩や知人から勧誘された場合には、断りにくいと思っても曖昧な返事はせず、契約する意思が無ければハッキリと断りましょう。さらに、自分が新たな勧誘者となり、友人・知人を勧誘してしまうと、相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることがあります。

●契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。

販売目的を明記されずに無料セミナー等に呼び出され、その後の勧誘で契約した場合、クーリング・オフができる場合があります。また、「一度帰って考えたい」などと退去する旨の意思を示したにもかかわらず、退去させない場合や、「就活に失敗する」などと社会生活上の経験が乏しい大学生に不安をあおって契約が必要と告げた場合には、消費者契約法により契約を取り消すことができる場合があります。まずは消費生活センターに相談しましょう。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口☎861-0999へ。
消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）

